

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年12月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	マーチャント・バンカーズ株式会社
証券コード	3121
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ホワイト ナイト インベストメント リミテッド (White Knight Investment Limited)
住所又は本店所在地	セイシェル共和国、マヘ島、プロビデンス インダストリアル エステート、私書箱505号、ドウ チッポラ通り、#4ディーイーケーケーハウス1階 (1F,#4DEKK H,DeZipporaSt,POBox505,PIEstate,Mahe,Seychelles)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(4)
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年11月22日
訂正箇所	令和3年11月22日付で提出した変更報告書(4)については、報告義務が発生していなかったため、取下げます。